

次期「福岡県文化芸術振興基本計画」の策定について

1 計画策定の趣旨

福岡県文化芸術振興条例に基づき策定した「福岡県文化芸術振興基本計画」が、計画期間（令和 3～7 年度）満了となるため、これまでの取組や、社会情勢の変化等を踏まえ、新たな基本計画を策定する。

2 計画の位置付け

- ・「文化芸術基本法」第 7 条の 2 に規定する「地方文化芸術推進基本計画」
- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第 8 条に規定する「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
- ・「福岡県文化芸術振興条例」第 5 条に規定する「基本計画」

3 計画期間

令和 8（2026）年度から令和 12（2031）年度までの 5 年間

ただし、文化芸術に関する状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施

4 策定スケジュール（案）

時 期	内 容
R7.7.3(木) 13 時 30 分 ～16 時	【第 1 回審議会】 ・ 諮問 ・ 報告：(1)現行計画について（指標の現状等） (2)実態調査結果の報告 ・ 審議：(3)次期計画について（計画の構成等）
R7.9.2(火) 14 時～16 時	【第 2 回審議会】 ・ 審議：計画素案の検討（施策、指標の項目、推進体制等）
R7.10.28(火) 14 時～16 時	【第 3 回審議会】 ・ 審議：答申案の決定（施策、指標の設定等） ・ パブリックコメントの実施について
R7.12 中旬	【第 4 回審議会】 ・ パブリックコメントを踏まえた答申案の決定
R7.12.25(木) 14 時 ～14 時 30 分	審議会から知事への答申

5 計画の構成について（案）

<第1章>計画の概要・・・資料3-1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間

<第2章>文化芸術を取り巻く状況等について・・・資料3-2

- 1 社会情勢の変化
- 2 国の動向
- 3 県の主な動き
- 4 本県の状況

（福岡県における文化芸術活動の実態調査結果から抜粋予定）

<第3章>現計画の主な取組・成果と課題について

<第4章>計画の目標と施策の体系

<第5章>施策の展開

<第6章>推進体制

- 1 推進体制
- 2 進捗管理・計画の指標（数値目標）

